

「持続可能な国土の創造小委員会意見聴取会(9月18日開催)」
に関する委員からの意見

「持続可能な国土の創造小委員会意見聴取会」への意見

1. 検討の進め方について

設定テーマ項目はいずれも妥当なものである。ただし、次の点で補強が必要でないか。

「持続可能な国土」「環境負荷の少ない国土」「美しい国土」について（テーマ1～3）

「国土」を「地域」に置きかえてみれば、「持続可能な／美しい／環境負荷の少ない地域」創造への取り組みとなる。そして、それらは市町村による対応のみならず、より小規模な地域単位の「地域づくり」（いわゆる「小さな自治」とも重なる）において、内発的な運動としても実践され始めている。また、そのエネルギーは、中山間地域を見る限りでは、近年高まっているように思える。

それに対して、次のような点の議論が必要ではないか。

- ・ こうした、「地域づくり」を、「持続可能な／美しい／環境負荷の少ない国土」創造の主体として、明確に位置づけるべきではないか（各「国土」づくりの主体の検討）
- ・ このような地域レベルでの対応やその促進（政策）で不足する領域は何か。

多自然居住地域について（テーマ4）

多自然居住を「低密度居住」と読み替えれば、「新たなライフスタイルへの転換」という課題とは別に、「より少人数での地域資源管理」が課題として浮上する。それに伴い、次のような論点が生まれる。

- ・ それは「部分的撤退＝部分的集約化」か、あるいは「国土管理の粗放化」か？
- ・ そうした議論と「新たなライフスタイルへの転換」をどのようにつなぐのか？

市町村合併の動きと関連（テーマ1～4）

進みつつある市町村合併による基礎的自治体の広域化やその役割変化にかかわり、本小委員会でも、例えば、次のような点を通じて、議論の対象となるのではないだろうか

- ・ 少なくない流域単位での市町村合併
- ・ 国土創造にかかわる「小さな自治」と市町村合併との関連

2. 「持続可能な国土」のイメージ等について

- 1 - 同じ

以上

「持続可能な国土の創造小委員会意見聴取会」に関する意見の報告

1 農山村の位置づけと中山間地域対策について

(1) わが国の農山村の位置づけと中山間地域対策については、武内委員長の指摘にあるように国土保全や食料自給率に関する議論が重要であると思われるが、わが国とヨーロッパ、農業と林業の比較において、以下のような差異が指摘できる。

(2) 西欧諸国では、国土面積の3割程度を森林が占め、農業的に利用される土地(農用地にアルプ放牧地と森林の一部を含む)がほぼ半分を占めるなど、耕種部門と酪農・畜産が密接に結びついた農業経営が主体で、農業が山岳地域の土地利用のあり方を基本的に規定している。このことから環境配慮と結合した直接支払いが一定の政策効果を有するものと思われる。

(3) 林業部門ではドイツのバーデンビュルテンベルク州で1991年から「経営が困難な地域の林業経営への貢献と自然環境と農村景観を維持・保護するために不可欠な農林業経営の維持」を目的に林地平衡給付金制度(州内に200ha以下の森林を持つ個人の農林業経営者で、条件不利地域内の秩序正しく経営されている森林に年50~90マルク/haを支給)が導入されている。しかし、現在のところ森林・林業政策においては、デ・カップリング的政策の実例はこのBW州の林地平衡給付金制度のみのものである。

(4) わが国においては、2002年度から森林整備地域活動支援交付金制度(森林施業計画の作成主体に市町村との協定に基づき行われる森林の現況調査などの施業の実施に不可欠な地域活動を対象に1万円/haを支給)が導入された。しかし、日本の山村地域は森林率が高いものの、森林所有規模の階層性が大きく林業主業林家は9,069戸と少ないため、その直接的定住促進効果は限定的と思われる。また、そこに明確なクロス・コンプライアンスが導入されているわけではなく、森林管理に対する公的費用負担に関して、森林へのアクセス権の問題や総合的な森林管理に関する計画のあり方に関する議論を併せて行う必要があろう。

2 森林管理に関する持続可能性について

(1) 「持続可能性」については、森林管理に関する多くの議論が国際的、国内的に展開されている。国レベルの森林管理に関する持続可能性に関しては、モントリオール・プロセスの生態的、社会的、経済的持続性に関する7基準67指標が設定され、日本はアメリカ、カナダ、中国、韓国など12カ国とともにこれに参加し、2003年7月にこの7基準67指標に沿って、わが国の森林に関する状況をとりまとめた最初の林野庁の報告書(第1回森林レポート)が公表されている。

(2) 民間レベルの持続可能な森林管理を推進する取り組みとして、森林管理協議会(F S

C) やわが国独自の緑の循環認証会議 (S G E C) などの森林認証があり、経営レベルの持続性に関する基準と指標を各々設定している。F S C の森林認証を取得した日本の森林経営では、改善が必要な項目として指摘されている点は野生生物・生物多様性の保全、ランドスケープレベルの計画、総合的モニタリングなどである。また、わが国の木材自給率は 18% に低下し、森林 1 ha 当たり伐採量は 1.2m³ と山岳林が多いオーストリアの 5.2m³ やスイスの 6.7m³ に比べて、その水準は 5 分の 1 以下であり経済的持続性の点においても問題が大きい。

(3) 現在、国の制度に基づき全国森林計画や地域森林計画、市町村森林整備計画が策定されているが、国際的な基準・指標を地域条件に即してどのように適用し、わが国の現状に即した持続可能な森林管理を推進するか、総合的な森林管理に関する計画と対策を再検討する必要がある。その際、治山、林道、造林、保安林、森林保護、景観、レクリエーション、野生鳥獣管理、自然保護に関する計画や事業の総合化、計画策定過程における住民、利害関係者、技術者の参加とモニタリングのあり方の再検討が不可欠であろう。

「持続可能な国土の創造小委員会意見聴取会」への意見

1. 今後の検討テーマについて

- ・ 9月1日の調査改革部会において、生源寺委員による「農村、山村の必要性を国民に問いかけるような強い問題意識が必要ではないか」という指摘については、小委員会として議論に時間を割く必要があると考える。特に農山村に自然環境資源の管理主体としての役割を考えるのであれば、都市（あるいは自然環境資源を消費する側）からどのような貢献が可能かを示す必要があるだろう

2. 持続可能な国土に関して

- ・ 国土の計画体系としては、従来にもまして地方ブロック単位の計画が重要になると思われる。地方ブロック単位での「持続可能性」を中心に、ブロック間の連携・役割分担としての国土計画という考え方が可能ではないか。地方ブロックにおいては、中心となる都市（概ね百万都市にあたる）の役割が極めて重要になると思われるが、東京（もしくは国際的に互角に競争できる都市）をめざしているのか、地方都市（生活の質の向上に価値をおいた都市）をめざしているのか、現在は必ずしも性格がはっきりしていない。この意味では、100万都市のあり方を示すことが国土計画にとっても重要であると考ええる。
- ・ 郊外（あるいは既成市街地と中山間地域の間という意味で、かなり広い範囲を意味する）のあり方が決定的に重要なテーマと考える。公共交通機関を軸とした密度（都市活動密度）にメリハリをもたせる必要がある。市街地の縮小に関しては、縮小市街地の管理主体としてNPOなどの非営利部門を明示的に位置づけること、逆説的ではあるが、縮小するための「開発」手法を検討する必要がある。

以上